

# 紀美野町防災会議 議事

議事1 紀美野町地域防災計画の見直しについて

令和4年2月



# 紀美野町地域防災計画の見直しの概要

## ■見直しの主な項目

### 【箇所】

1 災害対策基本法が改正されたことに伴い「避難勧告等に関するガイドライン」が「避難情報に関するガイドライン」に改められたことに基づくもの

#### ①警戒レベルの改定

第3章「災害応急対策計画」第1編「風水害編」第5節「り災者の救助保護計画」2「計画内容」

掲載ページ Ⅲ-1-32

### 【修正内容】

- ・表を以下のように改める

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル5	<u>緊急安全確保</u>	既に災害が発生・切迫している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル4	<u>避難指示</u>	速やかに避難先へ避難する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所に避難する。
警戒レベル3	<u>高齢者等避難</u>	避難に時間を要する高齢者、障害者は避難をし、その他の者は避難の準備をする。
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報等 ※気象庁発表	避難に備え、ハザードマップ等により、避難行動を確認する。
警戒レベル1	早期注意情報 ※気象庁発表	災害への心構えを高める。

## ② 避難勧告の廃止

第2章「災害予防計画」第1節「自然災害防止計画」第7項 警戒避難体制の整備「計画内容」2「土砂災害による被害軽減対策」他  
掲載ページ II-3 他

### 【修正内容】

- ・「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等」を「避難情報」に改める
- ・「避難勧告」を削除する 他

2 災害対策基本法が改正されたことに伴い避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務とされとことに基づくもの

## ① 警戒レベルの改定

第2章「災害予防計画」第17節「要配慮者及び避難行動要支援者対策計画」2「計画内容」他  
掲載ページ II-43

### 【修正内容】

- ・「名簿」を「名簿及び個別避難計画」に改める

3 避難場所の災害種別の細分化

資料編

### 【修正内容】

- ・別紙①方針に基づき、別紙②案のとおり改める

上記のほか、語句等に変更及び誤りがあり修正しました。

紀美野町地域防災計画見直し  
【新旧対照表】

令和4年2月

紀美野町防災会議

掲載 ページ	旧	新
II-3	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 自然災害防止計画</p> <p>第1項～第6項 【略】</p> <p>第7項 警戒避難体制の整備</p> <p>1 【略】</p> <p>2 土砂災害による被害軽減対策</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 緊急時の警戒・避難を促す方法</p> <p>① 雨量情報等の気象情報の提供</p> <p>② <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達</u></p> <p>以下 【略】</p> <p>第2節～第16節 【略】</p> <p>第17節 要配慮者及び避難行動要支援者対策計画</p> <p>1 【略】</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>ア 要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑か</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 自然災害防止計画</p> <p>第1項～第6項 【略】</p> <p>第7項 警戒避難体制の整備</p> <p>1 【略】</p> <p>2 土砂災害による被害軽減対策</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 緊急時の警戒・避難を促す方法</p> <p>① 雨量情報等の気象情報の提供</p> <p>② <u>避難情報の伝達</u></p> <p>以下 【略】</p> <p>第2節～第16節 【略】</p> <p>第17節 要配慮者及び避難行動要支援者対策計画</p> <p>1 【略】</p> <p>2 計画内容</p> <p>(1) 【略】</p> <p>(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備</p> <p>ア 要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑か</p>
II-43		

つ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿を作成する。

① 【略】

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げるものについて、避難行動要支援者として、災害から保護するための基礎とする名簿を作成する。

- a 75歳以上の1人暮らしの高齢者
- b 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護1以上の独居もしくは高齢者のみの世帯のもの
- c 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上のもの
- d 身体障害者手帳を所持している者で、障害等級が1級又は、2級のもの(下肢不自由・視覚障害・聴覚障害)
- e 療育手帳(A判定)の交付を受けている者
- f 精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、障害等級が1級又は2級のもの
- g 特定疾患医療受給者
- h 小児慢性特定疾患医療受給者
- i 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

つ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる名簿及び個別避難計画を作成する。

① 【略】

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

以下に掲げるものについて、避難行動要支援者として、災害から保護するための基礎とする名簿及び個別避難計画を作成する。

- a 75歳以上の1人暮らしの高齢者
- b 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護1以上の独居もしくは高齢者のみの世帯のもの
- c 介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上のもの
- d 身体障害者手帳を所持している者で、障害等級が1級又は、2級のもの(下肢不自由・視覚障害・聴覚障害)
- e 療育手帳(A判定)の交付を受けている者
- f 精神障害者保健福祉手帳を所持している者で、障害等級が1級又は2級のもの
- g 特定疾患医療受給者
- h 小児慢性特定疾患医療受給者
- i 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

③ 名簿及び個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿及び個別避難計画には避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(名簿記載事項)

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所(または居所)
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(個人情報入手方法)

○ 関係機関共有方式

町関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、その情報をもとに避難行動要支援対象者の自宅を訪問し、個人情報の提供に同意をもらう。

a 高齢者の把握

要介護の情報に関しては、要介護認定情報により把握するとともに、一人暮らし高齢者の情報に関しては、住民課等と連携し、住民基本台帳及び一人暮らし老人調査票結果等の活用等により把握する。

b 障害者の把握

障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報等を基本とし、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談及び各種支援制度の周知を進めるとともに、情報の把握を行う。

c 在宅療養者の把握

人工透析を受けている場合など、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者については、保健所など関係する機関と連携し、身体障害者手帳等を活用しながら該当者の把握を行う。

○ 手上げ方式

住民からの自己申告によると伴に個人情報の提供を前提に登録する。

(名簿記載事項)

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所(または居所)
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする理由
- g 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

(個人情報入手方法)

○ 関係機関共有方式

町関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約し、その情報をもとに避難行動要支援対象者の自宅を訪問し、個人情報の提供に同意をもらう。

a 高齢者の把握

要介護の情報に関しては、要介護認定情報により把握するとともに、一人暮らし高齢者の情報に関しては、住民課等と連携し、住民基本台帳及び一人暮らし老人調査票結果等の活用等により把握する。

b 障害者の把握

障害者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報等を基本とし、障害者手帳の交付やサービス申請の機会を通じて、相談及び各種支援制度の周知を進めるとともに、情報の把握を行う。

c 在宅療養者の把握

人工透析を受けている場合など、常時特別な医療等を必要とする在宅療養者については、保健所など関係する機関と連携し、身体障害者手帳等を活用しながら該当者の把握を行う。

○ 手上げ方式

住民からの自己申告によると伴に個人情報の提供を前提に登録する。

- ④ 名簿の更新に関する事項
- 関係機関共有方式
    - a 1年に3回更新
    - b 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
    - c 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
  - 手上げ方式
 

本人、家族、各支援機関から寄せられた情報を元に更新を行う。また、住民基本台帳との突合も行う。

## ⑤～⑥ 【略】

- ⑦ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

- a 災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に行動できるよう、避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告、避難指示（緊急）の発令等判断基準を定め災害時において適切に発令する。
- b 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮する。

## ⑧ 【略】

## イ 【略】

## (3) 社会福祉施設等の整備

## ア～イ 【略】

## ウ 社会福祉施設等の対応強化

## ①～② 【略】

- ③ 乳幼児のいる家庭は、避難所で長期間避難生活することが困難

④ 名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

- 関係機関共有方式
  - a 1年に3回更新
  - b 登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
  - c 名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を抹消する。
- 手上げ方式
 

本人、家族、各支援機関から寄せられた情報を元に更新を行う。また、住民基本台帳との突合も行う。

## ⑤～⑥ 【略】

- ⑦ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

- a 災害発生時に要配慮者が円滑かつ安全に行動できるよう、避難情報の発令等判断基準を定め災害時において適切に発令する。
- b 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮する。

## ⑧ 【略】

## イ 【略】

## (3) 社会福祉施設等の整備

## ア～イ 【略】

## ウ 社会福祉施設等の対応強化

## ①～② 【略】

- ③ 乳幼児のいる家庭は、避難所で長期間避難生活することが困難



であることから、安心して避難生活を送れる様、乳幼児子育て世帯及び乳幼児のいる避難施設として、また応急復旧作業中の一時預かり施設として、きみのこども園及び神野保育所を、整備・改修するとともに、防災設備・資機材等の整備防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

①～② 【略】

エ【略】

① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供

②～⑯ 【略】

(4)～(5) 【略】

以下 【略】

であることから、安心して避難生活を送れる様、乳幼児子育て世帯及び乳幼児のいる避難施設として、また応急復旧作業中の一時預かり施設として、きみのこども園及びこのこども園を、整備・改修するとともに、防災設備・資機材等の整備防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

①～② 【略】

エ【略】

① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難情報等の情報提供

②～⑯ 【略】

(4)～(5) 【略】

以下 【略】

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害編

##### 第1節 【略】

##### 第2節 情報計画

###### 第1項 気象警報等の伝達計画

###### 1 【略】

###### 2 計画内容

###### (1)～(2) 【略】

###### (3) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が切迫している状況において、河道閉塞に起因する土石流や地すべり等については国土交通省等が緊急調査を行い、被害が想定される個別の区域・時期への情報提供が行われ、町は住民等への周知を行うとともに、避難勧告等の発令を行う。

###### (4)～(7) 【略】

###### 第2項～第3項 【略】

###### 第4項 災害広報計画

###### 1 【略】

###### 2 計画内容

###### (1) 町における広報

###### ア～イ 【略】

###### ウ 広報事項

###### ①～③ 【略】

Ⅲ-1-14

Ⅲ-1-14

### 第3章 災害応急対策計画

#### 第1編 風水害編

##### 第1節 【略】

##### 第2節 情報計画

###### 第1項 気象警報等の伝達計画

###### 1 【略】

###### 2 計画内容

###### (1)～(2) 【略】

###### (3) 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が切迫している状況において、河道閉塞に起因する土石流や地すべり等については国土交通省等が緊急調査を行い、被害が想定される個別の区域・時期への情報提供が行われ、町は住民等への周知を行うとともに、避難情報等の発令を行う。

###### (4)～(7) 【略】

###### 第2項～第3項 【略】

###### 第4項 災害広報計画

###### 1 【略】

###### 2 計画内容

###### (1) 町における広報

###### ア～イ 【略】

###### ウ 広報事項

###### ①～③ 【略】

Ⅲ-1-22

④ 町民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の状況

⑤～⑫ 【略】

エ～オ 【略】

(2)～(3) 【略】

第5項 【略】

第2節～第4節 【略】

Ⅲ-1-29

第5節 り災者の救助保護計画

第1項～第2項 【略】

第3項 避難計画

1 計画方針

Ⅲ-1-32

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとし、水害及び土砂災害の避難勧告等の判断及び伝達については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによるものとする。

2 計画内容

Ⅲ-1-32

(1) 避難等の勧告・指示の発令・解除

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。ただし、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。

④ 町民に対する避難情報の状況

①～③ 【略】

エ～オ 【略】

(2)～(3) 【略】

第5項 【略】

第2節～第4節 【略】

第5節 り災者の救助保護計画

第1項～第2項 【略】

第3項 避難計画

1 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための避難情報の発令及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとし、水害及び土砂災害の避難情報の判断及び伝達については、避難情報の判断・伝達マニュアルによるものとする。

2 計画内容

(1) 避難情報の発令・解除

本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。ただし、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、屋内での退避等の安全確保措置を指示するものとする。  
また、避難指示に先立ち、一般住民及び要配慮者利用施設利用者

また、避難勧告・避難指示（緊急）に先立ち、一般住民及び要配慮者利用施設利用者の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。

なお、「避難勧告」は、その対象地域の町民等に対し避難を拘束するものではないが、町民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、町民等を立ち退かせるものである。

避難のための立退き、または屋内での退避等の安全確保措置を勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告することとする。

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難勧告・避難指示（指示）を解除し、町民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「高齢者等避難」を伝達する。

なお、「避難指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、町民等を立ち退かせるものである。

避難のための立退き、または屋内での退避等の安全確保措置を指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかにその旨を知事に報告することとする。

本部長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難指示を解除し、町民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の住民への伝達に当たっては、対応すべき警戒レベルを明確にするとともに、住民がとるべき避難行動を明確に示すものとする。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル 5	<u>災害発生情報</u>	既に災害が発生している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル 4	<u>避難勧告</u> <u>避難指示（緊急）</u>	速やかに避難先へ避難する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所に避難する。
警戒レベル 3	<u>避難準備・</u> <u>高齢者等避難開始</u>	避難に時間を要する高齢者、障害者は避難をし、その他の者は避難の準備をする。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等 ※気象庁発表	避難に備え、ハザードマップ等により、避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報 ※気象庁発表	災害への心構えを高める。

避難情報の伝達方法

避難勧告等の住民への伝達に当たっては、対応すべき警戒レベルを明確にするとともに、住民がとるべき避難行動を明確に示すものとする。

警戒レベル	避難情報等	住民がとるべき行動
警戒レベル 5	<u>緊急安全確保</u>	既に災害が発生・切迫している状況であるため、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル 4	<u>避難指示</u>	速やかに避難先へ避難する。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所に避難する。
警戒レベル 3	<u>高齢者等避難</u>	避難に時間を要する高齢者、障害者は避難をし、その他の者は避難の準備をする。
警戒レベル 2	洪水注意報 大雨注意報等 ※気象庁発表	避難に備え、ハザードマップ等により、避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報 ※気象庁発表	災害への心構えを高める。

避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
避難準備・ 高齢者等避難開始	○避難行動要支援者等の自主避難 ○避難の勧告・指示が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	○洪水注意報が発令されて、さらに増水するおそれがあるとき ○気象注意報、警報が発令されて、今後災害の発生が予想される時 ○その他本部長が必要と認めるとき
避難勧告	○危険区域の住民が避難または屋内での退避等の安全確保措置を勧告すること	○洪水警報が発令され、なお増水するおそれがあるとき ○気象、警報、記録的短時間大雨情報が発令され、災害が発生するおそれのあるとき ○その他本部長が必要と認めるとき
避難指示 (緊急)	○危険の切迫性があり緊急的に避難または屋内での退避等の安全確保措置を指示すること	○堤防が破堤するなど危険が迫っているとき

避難の勧告・指示の発令権者及び要件 【略】

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

一般住民及び要配慮者利用施設利用者への避難の勧告・指示等の伝達は、発令時の状況や対象地区を考慮し以下の項目により複数の手段により行う。防災班は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、必要に応じて避難勧告又は避難指示（緊

避難の種類及び発令基準

種類	内容	基準
高齢者等避難	○避難行動要支援者等の自主避難 ○避難情報が発令されたときに、いつでも避難できるような体制をとる	○洪水注意報が発令されて、さらに増水するおそれがあるとき ○気象注意報、警報が発令されて、今後災害の発生が予想される時 ○その他本部長が必要と認めるとき
避難指示	○危険の切迫性があり緊急的に避難を指示すること	○洪水警報が発令され、なお増水するおそれがあるとき ○気象、警報、記録的短時間大雨情報が発令され、災害が発生するおそれのあるとき ○堤防が破堤するなど危険が迫っているとき ○その他本部長が必要と認めるとき
緊急安全確保	○災害が発生・切迫している状況であり、直ちに安全確保措置を指示すること	○災害が発生・切迫しているとき ○その他本部長が必要と認めるとき

避難情報の発令権者及び要件 【略】

(2) 避難情報の伝達

一般住民及び要配慮者利用施設利用者への避難情報の伝達は、発令時の状況や対象地区を考慮し以下の項目により複数の手段により行う。防災班は、関係各対策部及び関係機関に避難情報の広報を要請する。

また、知事に対し、必要に応じて避難情報の対象地域、判断

急)の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとし、避難勧告又は避難指示(緊急)を発令したときは、実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

- ア 防災行政無線による放送
- イ ホームページやSNS等の活用
- ウ 消防関係車両・広報車等による巡回放送
- エ 自治会・自主防災組織への連絡
- オ 災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報配信
- カ 戸別訪問
- キ メール配信等
- ク その他の情報伝達手段

避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難勧告・避難指示(緊急)の対象区域
- 避難先
- 避難経路
- 避難時の服装、携行品等
- 避難行動における注意事項

(3) 【略】

(4) 避難の方法

- ア 第1次避難(事前避難)  
災害が事前に予測されるときは、あらかじめ避難行動要支援者を避難させるものとする。
- イ 第2次避難(緊急避難)  
災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

時期等について助言を求めるものとし、避難情報を発令したときは、実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。

- ア 防災行政無線による放送
- イ ホームページ、防災アプリやSNS等の活用
- ウ 消防関係車両・広報車等による巡回放送
- エ 自治会・自主防災組織への連絡
- オ 災害情報共有システム(Lアラート)を活用した情報配信
- カ 戸別訪問
- キ メール配信等
- ク その他の情報伝達手段

避難時の伝達事項例

- 避難の理由
- 避難情報の対象区域
- 避難先
- 避難経路
- 避難時の服装、携行品等
- 避難行動における注意事項

(3) 【略】

(4) 避難の方法

- ア 第1次避難(事前避難)  
災害が事前に予測されるときは、あらかじめ避難行動要支援者を避難させるものとする。
- イ 第2次避難(緊急避難)  
災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

Ⅲ-1-34

Ⅲ-1-35

緊急避難は避難の勧告・指示の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難の勧告・指示の伝達方法は、第2節「情報計画」の定めるところにより実施する。

(5) 【略】

(6) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難の勧告・指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

以下 【略】

緊急避難は避難の指示が発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難の指示の伝達方法は、第2節「情報計画」の定めるところにより実施する。

(5) 【略】

(6) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難の指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

以下 【略】



## 第2編 震災編

### 第1節 【略】

### 第2節 情報計画

#### 第1項～第3項 【略】

#### 第4項 災害広報計画

##### 1 【略】

##### 2 計画内容

###### (1) 【略】

###### (2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。特に要配慮者に配慮する。

###### ①～③ 【略】

###### ④ 町民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の状況

###### ⑤～⑫ 【略】

###### 以下 【略】

### 第3節 【略】

### 第4節 その他の計画

#### 第1項 被災者の救助保護計画

##### 1～2 【略】

##### 3 避難計画

地震災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに収容保護は本計画による

Ⅲ-2-20

Ⅲ-2-28

## 第2編 震災編

### 第1節 【略】

### 第2節 情報計画

#### 第1項～第3項 【略】

#### 第4項 災害広報計画

##### 1 【略】

##### 2 計画内容

###### (1) 【略】

###### (2) 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。特に要配慮者に配慮する。

###### ①～③ 【略】

###### ④ 町民に対する避難情報の状況

###### ①～③ 【略】

###### 以下 【略】

### 第3節 【略】

### 第4節 その他の計画

地震災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるもの

ものとする。

なお、避難計画内容等は、第1編第5節第3項「避難計画」に定めるものとする。

以下 【略】

とする。

なお、避難計画内容等は、第1編第5節第3項「避難計画」に定めるものとする。

以下 【略】